

令和6年度第1回大野城市国民健康保険運営協議会（議事録）

1 日 時 令和6年8月7日（水） 午後2時00分～午後4時00分

2 場 所 大野城市役所 本館4階 全員協議会室

3 出席者等

(1) 委員9名（欠席委員1名）

(2) 国保年金課職員（事務局）

4 次 第

(1) 議事録署名委員の指名

会長より森委員が指名された。

(2) 議 事

国民健康保険制度の概要について

事務局から配布資料に基づき順に説明

（医療費負担の仕組み、令和6年度の国民健康保険税、被保険者の状況）

主な質疑等

委 員 国保世帯における世帯構成の特徴は。

事務局 本市の国保世帯における単身世帯が64%を占めている。2人世帯が約25%で、3人以上の世帯が残りの10%程度となっている。

令和6年度の制度改正について

事務局から配布資料に基づき順に説明

（税率改定、税制改正、マイナ保険証との一体化）

主な質疑等

委 員 マイナンバーカードには有効期限があると思うが、期限切れの際に保険証が使えなくなるといった事態が起こるのか。

事務局 期限切れになる前にまず市から更新のお知らせが届くが、その後、期限切れになった場合には、資格確認書を交付するため、受診は継続していただける。

委 員 利用率が極めて低く（市で11.5%）、こんな状態でマイナ保険証は大丈夫なのかと心配になる。国や市はこの利用率を100%に持っていけると考えているのか。

事務局 国からも目標を定めて利用率向上に取り組むよう通知されているが、実際に被保険者にもそれぞれ事情があり、100%は難しいかと考えている。ただし、マイナ保険証と紐づけていない方にも資格確認書を交付し、安心して受診いただけるよう対応することとしている。

委員
事務局 マイナ保険証利用の手続きも高齢者には難しいのではないかと。市の窓口や医療機関でも紐づけができるので、今後も丁寧に説明を行うよう努めたい。

委員
事務局 資格確認書の有効期限は。現時点では現在の保険証と同じく1年間を想定している。

委員
事務局 新たなコストは生じるのか。

事務局 これまで被保険者証を全世帯に発送していたので、仮に資格確認書を全世帯に交付するとしても、費用はほぼ変わらない。今後、利用率が上がり、交付対象者を限定するようになるとコスト面でもやや効果が上がるかもしれないと考えている。

委員
事務局 国保税の上限額の内訳を。また、上限額となる所得の目安は。国保税は医療分・後期高齢者支援分・介護分で成り立っており、医療分 65 万円・後期高齢者支援分 24 万円・介護分 17 万円で合計 106 万円となっている。

また、上限額となる所得は、800 万円から 900 万円程度である。

委員
資格確認書というネーミングもどうかと感ずる。

委員
後期高齢者医療の保険証と子ども医療証等はどうなるのか。

事務局 後期高齢者医療については、国民健康保険同様、マイナ保険証となり、紐づけされていない方には資格確認書が交付される。子ども医療や障がい者医療等の医療証は当面は紙の医療証を発行することとなっている。

委員
市としてはマイナ保険証の利用率を上げるべくPRしていくのか。結局資格確認書が発行されるのでどちらでもいいというスタンスなのか。

事務局 当然、マイナ保険証の利用率は上げていかなければならないと考えている。しかし、先ほどもあったように、被保険者にも様々

な事情があるので、マイナ保険証が使用できない方には資格確認書という方法で受診はできるという点もしっかりと周知していきたいと考えている。

委員 資格確認書が交付されるタイミングはいつか。

事務局 令和6年12月2日以降、国民健康保険に新規加入し、マイナ保険証が利用できない方には、資格確認書が発行される。大半の被保険者の方にとっては、令和7年7月31日で現在の被保険者証の有効期限が切れるので、現行の保険証と同様に、7月中に資格確認書を交付するという形で考えている。

委員 シニアクラブ等に対し、説明する必要はないのか。

事務局 出前講座も実施しており、必要があれば説明には伺う。ただし、広く全体に対しても今後しっかりと広報を行っていききたいとは考えている。

委員 医療機関の窓口でのPRはどうか。

委員 マイナ保険証についてのメリットについても広報すべき。

事務局 今後、12月に向けて様々な手段でPRをしていきたいと考えている。また、メリットについても限度額認定証が不要になることなど、しっかりと伝えていきたい。

令和5年度決算（案）の概要について

事務局から配布資料に基づき順に説明

（令和5年度の決算（案）内容、決算の推移、国民健康保険税、保険給付費の推移、医療費の推移、一般会計繰入金、繰入金決算額の推移）

主な質疑等

委員 国庫補助金は多くないが、どういったものか。

事務局 出産育児一時金に対する臨時補助金や、システム改修等に対するスポット的な補助金である。国保特会では大半の交付金は県を經由して入ってくるため、国庫補助金は大きくはない。

大野城市国民健康保険運営方針の中間見直しについて

事務局から配布資料に基づき順に説明

(中間見直しの背景、概要等)

主な質疑等

会 長 そもそも、この運営方針の前身として平成 28 年に「財政健全化アクションプラン」を策定しており、財政状況の健全化に取り組んできている。

 今回、運営方針の内容の見直しを行い、令和 8 年度からの次期計画については、運営方針となるのか、また違った形になるのかも含めて令和 7 年度に検討しようということの良いのか。

事務局 そのように考えている。

会 長 内容の見直しについては、本日の説明も含めて再度確認し、何かあれば事務局に投げさせていただいて、次回、改めて審議と承認を行うということによいか。

委 員 よい。(一同)

委 員 医療費の削減について、意見を申し上げる。国民健康保険は社会保険と比べて、保険者による再審査の件数が非常に多い。査定の中には不適切なものも多いと感じている。レセプト点検については改めてきちんと考えてほしい。

委 員 福岡県の再審査の割合が全国で最も高い。しかし、実際にその再審査が認められる割合は 10%にも満たない。この再審査のために不要なコストやマンパワーがかかっている現状もあるのではないかと感じている。

事務局 国保連合会の会議の中でも同様の指摘を受けており、本市でもしっかりと受け止めて見直しを行っていききたい。

委 員 文言については改めて整理してほしい。繰り返し使用している言葉があるなど少し見直してほしい。

事務局 改めて見直しを行う。また、改定内容をまとめたものも次回の審議までには配布させていただきたい。

(3) その他

事務連絡